

○山口県警察の庁舎等の保全・管理に関する訓令

平成2年9月1日

本部訓令第13号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 保全のための措置（第5条—第8条）

第3章 施設の利用（第9条—第11条）

第4章 禁止行為と許可手続（第12条—第17条）

第5章 雑則（第17条の2・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、庁舎の保全管理について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）庁舎 山口県警察本部において日常の事務の用に供する建物その他の工作物をいう。
- （2）本部庁舎 山口県警察本部が使用し、管理する庁舎のうち本部附属庁舎以外の庁舎をいう。
- （3）本部附属庁舎 警察本部別館庁舎、警察航空隊庁舎、交通機動隊庁舎、警備部機動隊庁舎、総合交通センター庁舎及び警察学校庁舎をいう。
- （4）本部庁舎等 本部庁舎、本部附属庁舎をいう。
- （5）庁内 庁舎及びその敷地をいう。

（庁内管理責任者）

第3条 庁内の管理に関する職務を担当させるため、庁内管理責任者を置く。

2 庁内管理責任者は、山口県警察本部長（以下「本部長」という。）とする。

（庁内等の管理）

第4条 庁内管理責任者が行う本部庁舎等の管理等に関する職務を補助させるため、次の管理者を置く。

（1）室内管理者

本部庁舎内の各室を管理するものをいい、その室を所管する所属長とし、所管する所属長がいない室においては、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）とする。

なお、外郭団体が使用する室については、その団体を主管する所属長の指揮のもとに同団体の長が、これに当たるものとする。

（2）附属庁内管理者

本部附属庁内を管理するものをいい、それぞれの所属長とする。

なお、警察本部別館庁内においては、会計課長とする。

第2章 保全のための措置

(本部附属庁内の管理)

第5条 本部附属庁内を管理する附属庁内管理者は、当該庁内の管理・防火に関し、必要な事項を定め本部長に報告するものとする。

(防火・防災管理者等)

第6条 本部庁舎内の防火等の管理は、次のとおりとする。

(1) 防火・防災管理者

消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者及び同法第36条第1項に読み替えて準用する同法第8条第1項に規定する防災管理者は、会計課長とする。

(2) 火気取締責任者

ア 室内管理者は、管理する室ごとに次長を火気取締責任者として指名する。

イ 火気取締責任者は、室内管理者の命を受け、指定された室内の火気等の取締り及び盗難の防止に当たるとともに、庁舎の施錠、火気を直接使用する設備、器具の使用等について必要な指示をし、その他必要な措置を講じるものとする。

(庁内の出入り口の開閉)

第7条 本部庁内扉の開閉時刻は、県の休日（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除き別表のとおりとする。

2 庁内管理責任者は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず扉を開閉することができる。

(鍵の保管)

第8条 各室の出入口の鍵は、室内管理者がこれを保管、管理するものとする。

2 各室の最終退庁者は、当直長に鍵の保管を依頼し、最初の出庁者が鍵の引継ぎを受けるものとする。ただし、当直長は、交通部については、交通当直主任に鍵の保管をさせることができる。

なお、鍵の保管・引継ぎの方法については、別に定めるものとする。

第3章 施設の利用

(大会議室等の使用)

第9条 大会議室及び他の課が所管する室を使用しようとする者は、当該室内管理者の許可を得なければならない。

(施設の使用の禁止)

第10条 部外者（団体）が主催する各種行事等には、本部庁内の施設を使用させないものとする。ただし、庁内管理責任者が、特に認めた場合はこれを使用させることができるものとする。この場合、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号）に定めるところによる使用料等を徴収するものとする。

(放送の依頼)

第11条 庁舎内の放送を依頼しようとする者は、放送依頼書（別記第1号様式）を警務部総務課長に提出するものとする。ただし、緊急又は軽易なものは、電話で依頼することができる。

第4章 禁止行為と許可手続

(禁止行為)

第12条 庁内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、毒物、劇物、凶器その他の危険又は有害と認められるものを、正当な理由なく持ち込み、危険防止の措置を講じないで取り扱い、又は所定の保管場所以外の場所に放置すること。
- (2) 喫煙及び爆発又は引火のおそれのある物の近くで火気を取り扱うこと。
- (3) 庁舎若しくは物件を傷つけ、又は庁内の美観を損じ、若しくは清潔を汚す行為をすること。
- (4) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (5) 通行の妨害となる行為をし、又は所定の場所以外の場所に物件を放置すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁内の秩序を乱し、警察業務の効果的かつ能率的な運営を妨げる行為をすること。

(許可を受けるべき行為)

第13条 庁内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター、のぼり、立看板（以下「印刷物等」という。）を配布し、又は掲示すること。
 - (3) 集会を開催し、又は集団で立ち入ること。
 - (4) 施設又は設備を設けること。
 - (5) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁内行為許可申請書（別記第2号様式）を庁内管理責任者に提出しなければならない。ただし、印刷物等の掲示については、直接庁内管理責任者に当該印刷物等を提示することにより庁内行為許可申請書の提出に代えることができる。
- 3 第1項の許可には、必要な条件を付することができる。
- 4 庁内管理責任者は、第1項の規定により庁内行為許可申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、許可するかどうかの決定をし、その結果を当該庁内行為許可申請書を提出した者に対して書面により通知するものとする。ただし、印刷物等の掲示については、当該印刷物等に許可証印（別記第3号様式）を押印することにより、これに代えることができる。

(許可を受ける必要のない行為)

第14条 次に掲げる行為については、前条の規定にかかわらず庁内管理責任者の許

可を受ける必要を要しないものとする。

- (1) 山口県警察互助会事業として、指定場所において物品の販売等を行うこと。
- (2) 職員団体等が行う福祉厚生関係に関する健全な活動と認められる印刷物等の配布又は掲示を行うこと。
- (3) 公務として又は公務に付随して行う会議、式典、集会及び庁内の団体の見学を行うこと。
- (4) 法令により職務上所持することを許された者が、銃砲刀剣類を所持して立ち入ること。
- (5) 国又は、県が発注する請負工事による施設又は設備の設置、撮影等を行うこと。
- (6) その他庁内管理責任者が必要と認める行為を行うこと。

(許可をしてはならない場合)

第15条 前2条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

- (1) 許可申請の内容が明らかに違法な行為を目的とするもの、又は行為の内容を明らかにしないもの。
- (2) 許可申請の代表者又は責任者が明確でないもの。
- (3) 庁内管理責任者が提示した所定の許可申請書若しくはそれに添付する書類等を提出せず、又は許可条件に従おうとしないもの。
- (4) 行動が粗暴で、明らかに庁内秩序を乱すなど庁舎管理上支障を来すおそれがあると認められるもの。
- (5) 面会、陳情等を目的とする集団立ち入りの申請に対し、面会、陳情等の時間、場所、及び人数等の制限に従おうとしないもの。
- (6) 申請内容が政治、宗教活動等の色彩が強く、警察の中立性が疑われるおそれがあるもの。
- (7) その他庁内管理責任者において、許可することが適当でないと認められるもの。

(質問等)

第16条 庁内管理責任者は、必要があると認めるときは、庁内に出入りしようとするものに対し、質問をし、身分証明書等の提示を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(違反等に対する措置)

第17条 庁内管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁内への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、庁内からの退去を命じ、第13条の許可を取り消し、違反行為の中止を命じ、又は違反物件の撤去を命じることができる。

- (1) 第12条に違反し、又は違反するおそれがある者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第3項の規定により付された条件に違反した者
- (4) 前条の規定による質問に対して答弁をせず、同条の規定による身分証明書の提示をせず、又は同条の規定による指示に従わない者

第5章 雑則

(名称の表示等)

第17条の2 庁舎には、その名称を表示しなければならない。

2 地域部地域企画課鉄道警察隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）、警察署並びに交番その他の派出所及び駐在所には、赤色灯を掲げなければならない。ただし、警察署については、庁舎の構造により赤色灯を掲げることが困難であると認められるときは、本部長の承認を受けて、赤色灯を掲げないことができる。

3 警察署並びに交番その他の派出所及び駐在所には、日章を掲げなければならない。
(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、庁内管理につき必要な事項は庁内管理責任者が別に定めるものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、本部庁舎以外の庁舎の管理の方法については、当該庁舎を管理する者が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月16日本部訓令第11号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令第12条による改正附則)

この訓令は、平成4年6月16日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第16号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条による改正附則)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月12日本部訓令第1号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条による改正附則)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月10日本部訓令第7号山口県警察の庁舎等の保全・管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条による改正附則)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日本部訓令第15号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日本部訓令第18号山口県警察術科訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条による改正附則)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日本部訓令第20号生活安全部生活環境課及び刑事部組織犯罪対策課の新設並びに本郷警察署の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令第7条による改正附則)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日本部訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成２７年３月３１日本部訓令第１１号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令
１３条による改正附則）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則 （令和元年６月２８日本部訓令第２号不正競争防止法等の一部を改正する法律に伴う関係訓令の整理等
に関する訓令１０条による改正附則）

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和３年２月１日から施行する。

附 則

この訓令は、令和７年１月１６日から施行する。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別表

本部庁内扉開閉時刻表

出入口名	階	名 称	開 閉 時 刻	
			開	閉
庁舎出入口	一階	玄 関	6 : 0 0	2 2 : 0 0
	二階	北 口	7 : 0 0	1 9 : 0 0
	三階	渡 り 廊 下 出 入 口	8 : 1 5	1 7 : 3 0
庁内出入口	一階	第 2 西 門	7 : 3 0	1 9 : 0 0
		東 側 通 用 門	7 : 3 0	1 9 : 0 0
	二階	厚 生 棟 西 側 門	7 : 3 0	1 9 : 0 0
		当 直 室 西 側 門	7 : 3 0	1 9 : 0 0

別記
第 1 号様式（第 1 1 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

警務部総務課長 殿

所 属 長 名
放 送 依 頼 書

山口県警察の庁舎等の保全・管理に関する訓令第 11 条の規定によって、次のとおり放送を依頼します。

日時及び回数	年 月 日	時 時 時	分 分 分	回 回 回
放 送 文				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記
第2号様式（第13条関係）

庁 内 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

庁内管理責任者 殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり庁内における行為の許可を受けたいので、山口県警察の庁舎等の保全・管理に関する訓令第13条第2項本文の規定により申請します。

記

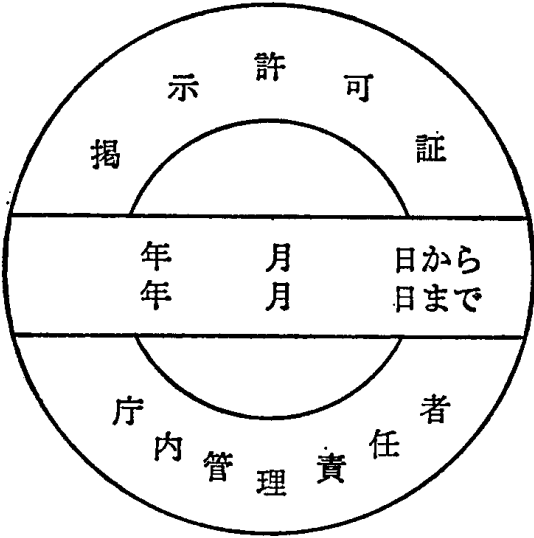
行為の種類	1 物品の販売その他の商行為をすること。 2 印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を配布し、又は掲示すること。 3 集会を開催し、又は集団で立ち入ること。 4 施設又は設備を設けること。 5 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
行為の内容	
行為の場所	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
備 考	

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「行為の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
3 「行為の内容」欄は、人数・数量等についても具体的に記入すること。
4 印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を配布し、又は掲示しようとするときは、当該印刷物、ポスター、のぼり、立看板等を提示すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記
第3号様式（第13条関係）

掲 示 許 可 証



径3.5センチメートル